

資金決済法の改正に伴うフローラ商品券利用者への情報提供について

2021年5月1日改正資金決済法等の施行に伴い、フローラ商品券利用者の保護に関する措置について、下記の通りお知らせします。

利用者資金の保全方法

(1) 資金決済法14条1項の規定趣旨

前払式支払手段の所有者保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資金保全することが義務づけられております。

(2) 資金決済法31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

(3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別
当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・発行保証金保全契約

(4) 発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称

・日本割賦保証株式会社

無権限取引[※]により発生した損失の補償等の対応方針

当社が発行するフローラ商品券の盗難・紛失等により、利用者に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。